

学友会選挙規則

第一章 名称および構成

- 第一条** 本会は岩手看護専門学校選挙管理委員会と称する。
- 第二条** 本会は各学年において互選により二名の委員を選出、六名をもって構成する。
但し、三月一日と九月一日に結成し、結成された日より発足、次回の選挙管理委員会の結成される日まで選挙に関する事務上の責任を負う。
- 第三条** 総務委員会に籍を置く者は選挙管理委員を兼任できない。

第二章 資格

- 第四条** 選挙管理委員長は、委員中から互選により選出し、選挙に関する一切の事務運営に就いて、最高権限を有し、また本会を代表する。
- 第五条** 告示は選挙日の十日前とし、選挙日は九月中と三月中に行わなければならない。
- 第六条** 選挙管理委員会は、候補者名簿を作成し選挙日五日前に全学生に公表する。
- 第七条** 選挙管理委員は選挙活動、その他これに類する行為を行ってはならない。
- 第八条** 選挙管理委員会は、必要に応じて選挙規則に定める以外の規約を設けることができる。但し、これには選挙管理委員長の招集により総会を開き、総会に於いて三分の二以上の賛成を要する。
- 第九条** 選挙管理委員会は、選挙規則に基づき、選挙の計画及び施行の一切を行う。

第三章 候補者ならびに当選者

- 第十条** 立候補しようとする者は、選挙日の七日前までに委員会に届出なければならない。
- 第十一条** 立候補者を推薦しようとする者は、その旨本人に通知し承認を得なければならない。
- 第十二条** 立候補者の無い時は、委員会はその旨を会員に提示し、総務委員会に候補者の推薦を依頼することができる。
- 第十三条** 会員は各々一人一票の投票権を有し、投票は無記名とする。但し選挙管理委員は、投票権を有しない。
- 第十四条** 立候補者の定員が満たされている時は、その者につき承認投票を行う。但し会員の三分の二以上の承認権をもって当選とみなす。
- 第十五条** 選挙管理委員会は投票所の管理を行い、選挙期日前に予め投票所を公示し投票する方法、所内の配置、その他投票に関する必要事項を公表する。

第十六条 投票所に於いて、演説討論会等を行い、投票の秩序を乱すものに対して選挙管理委員会はこれを制止し、さらに所外退出を命ずることができる。

第四章 開票

第十七条 開票は投票終了後直ちに行う。開票所内には、選挙管理委員及び推薦責任者以外の入場を禁じ、開票は推薦責任者又はその代理人立会いのもとに行なう。

第十八条 下記の場合は投票を無効とする。

- 1 正規の投票用紙を用いない場合
- 2 候補者以外の氏名または指定された人数以外を記した場合
- 3 候補者の何人を記したか確認しがたい場合

第十九条 開票結果は開票終了後直ちに公表する。

第二十条 当選は得票数の多い者から順次決める。但し得票同数の場合は、その者について決選投票を行う。

第二十一条 委員会は当選者を学校長に報告し承認を得た後、委員会の公示をもって役員資格を得る。

第二十二条 執行委員の任期は四月一日より九月末日までの二期制とし、再任は妨げない。但し兼任はできない。

第五章 選挙運動

第二十三条 選挙運動は、選挙管理委員長に届出た後、選挙期日前日迄行うことができる。

第二十四条 立会演説会は選挙管理委員会がこれを企画し、その責任において一回以上行う。

第六章 異議申請

第二十五条 選挙に関して異議ある場合は、選挙日二日前までに委員会に申し出る。

第二十六条 学友会役員は、会員の三分の一以上の署名により、解散請求ある時は、解職される。

第二十七条 執行委員の欠員による後任者の任期は前任者の残りの期間とし、再任は妨げない。

第二十八条 選挙管理委員会は異議を審議し、当選無効の判決を与えることもできる。その他本規約に違反する一切の行為に対しては、適当な処置を講ずることもできる。

第七章 附 則

第二十九条 本規約は昭和 51 年 7 月 24 日に改正され、昭和 51 年 10 月 1 日より施行する。